

沼津市は、香陵公園周辺整備 P F I 事業の事業契約を締結したので、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 117 号)第 15 条第 3 項の規定に基づき、その内容を公表する。

令和元年 12 月 18 日

沼津市長 頼重 秀一

1 公共施設等の名称及び立地

- (1) 沼津市総合体育館
沼津市御幸町 92 番地 1
- (2) 沼津市営香貫駐車場
沼津市御幸町 114 番地 2

2 事業者の商号又は名称

静岡県沼津市大岡 2133 番地 54
沼津 N E X T 株式会社
代表取締役 大橋 成基

3 公共施設等の整備等の内容

統括管理業務、本件施設的设计業務、建設・工事監理業務、開業準備業務、本件施設の維持管理・運営業務

4 事業期間

令和元年 12 月 17 日から令和 20 年 3 月 31 日

5 契約金額

金 12,700,896,800 円
(うち消費税及び地方消費税相当額 金 1,150,758,210 円)

6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項は、以下の事業契約書の条項のとおりである。

第 80 条 (全部引渡し前の事業者の債務不履行等による契約解除)

- 1 本事業契約締結日以後、本件施設全ての事業者から市に対する引渡しまでの間にお

いて、次の各号に掲げる事項が発生した場合は、市は、事業者に対して通知した上で本事業契約を解除することができる。

- (1) 事業者が本事業を放棄し、30日間以上にわたりその状態が継続したとき。
- (2) 事業者が、本件日程表に記載された工事開始日を過ぎても本件工事を開始せず、市が相当の期間を定めて事業者に対して催告したにも拘らず、事業者から市に対して市が満足すべき合理的説明がなされないとき。
- (3) 引渡予定日の経過後、相当の期間内に本件工事を完成する見込みが明らかに存在しないと市が認めたとき。
- (4) 事業者の責めに帰すべき事由により、事業者が、引渡し済の本件施設について、連続して30日以上又は1年間において60日以上にわたり、要求水準書等、維持管理業務基本業務計画書及び維持管理業務年度業務計画書並びに運営業務基本業務計画書及び運営業務年度業務計画書に従った維持管理業務又は運営業務を行わないとき。
- (5) 事業者の責めに帰すべき事由により、本事業契約の履行が困難となったとき。
- (6) 事業者に係る破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算手続開始その他の倒産法制上の手続について、事業者の取締役会でその申立てを決議したとき又はその他第三者（事業者の取締役を含む。）によりその申立てがなされたとき。
- (7) 事業者が、業務報告書及び別紙11に記載するモニタリング結果に係る報告書に重大な虚偽記載を行ったとき。なお、かかる理由に基づく本事業契約の解除は第77条第3項に基づく市による事業者に対する金銭返還請求を妨げない。
- (8) 事業者、構成員又は協力会社が、本事業契約に関して、独占禁止法第3条の規定に違反し、又は構成員若しくは協力会社が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が、同法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。ただし、当該納付命令につき行政事件訴訟法に定義する取消訴訟が提起され、当該命令の取消が確定した場合にはこの限りではない。
- (9) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が構成員若しくは協力会社又は構成員若しくは協力会社

が構成事業者である事業者団体（以下本条において「構成員等」という。）に対して行われたときは、構成員等に対する命令で確定したものをいい、構成員等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本事業契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。ただし、納付命令又は排除措置命令につき行政事件訴訟法に定義する取消訴訟が提起され、当該命令の取消が確定した場合にはこの限りではない。

- (10) 納付命令又は排除措置命令により、構成員等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本事業契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が構成員又は協力会社に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。ただし、納付命令又は排除措置命令につき行政事件訴訟法に定義する取消訴訟が提起され、当該命令の取消が確定した場合にはこの限りではない。
 - (11) 事業者、構成員若しくは協力会社又はそのいずれかの代表者、役員若しくは使用人その他の従事者について、本事業契約に関して、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条に規定する刑又は独占禁止法第 89 条第 1 項又は第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。
 - (12) 前各号に掲げる場合のほか、事業者が本事業契約に違反し、若しくは表明保証が真実でなく、その違反若しくは不実により本事業契約の目的を達することができないと市が認めたとき、又は事業者の責めに帰すべき事由により、本事業契約の履行が困難であると市が認めたとき。但し、要求水準を満たしていない場合の契約終了の手続は別紙 11 に従う。
- 2 本件施設全ての引渡し前に前項により本事業契約が解除された場合、事業者は、別段の合意がない限り、市に対して、施設整備費（割賦金利を除く。）に消費税及び地方消費税相当額を加算した額の 10%に相当する金額を違約金として支払う。但し、市が第 94 条に基づく契約保証金又は履行保証保険金を受領している場合にはこれを違約金に充当する。また、市は、引渡し前の本件施設の出来高部分が存在する場

合、これを検査の上、その全部又は一部を買い受けることができ、当該出来高部分の買受代金と上記違約金を対当額で相殺することにより決済することができる。この場合、市は、相殺後の残額を、市の選択により①解除前の支払スケジュールに従って、②支払時点までの金利を付した上で一括払いにより、又は③解除前の支払スケジュールを超えない範囲で市が選択する分割支払スケジュールによって支払う。市と事業者は、③の場合に付される金利について協議を行う。

- 3 市が被った損害の額が前項の違約金の額を超過する場合は、市は、かかる超過額について事業者に損害賠償請求を行うことができ、市は引渡し前の本件施設の出来高部分を買受ける場合には、当該出来高部分の買受代金と上記損害賠償請求権を対当額で相殺することにより決済することができる。
- 4 第2項の場合において、市が引渡し前の本件施設の出来高部分を買受けない場合、事業者は、自らの費用と責任により、本件土地を原状（更地）に回復した上で市に引き渡さなければならない。
- 5 本件施設のいずれかの引渡し後に第1項に基づく解除が行われる場合、市は、行政手続法（平成5年法律第88号、その後の改正を含む。）第13条に定める手続を行った上で、本指定を取り消すことができる。
- 6 市は、前項による本指定の取消し後も、引渡し済の本件施設（本件備品等を除く。）の所有権を保持する。なお、①本件備品等に関しては、第52条第2項に従い市に所有権が移転されていた本件備品等については、市が、前項第1号による本指定の取消し後も、その所有権を保持し、②事業者が所有権を保有していた本件備品等及びリース方式により調達をしていた本件備品等については、事業者は、第53条の規定に従い、市に所有権その他の権利を移転し必要な措置を講じなければならない。

第81条（全部引渡し後の事業者の債務不履行等による指定管理者の指定の取消し）

- 1 本件施設全ての引渡し時以降において、次の各号に掲げる事項が発生した場合は、市は事業者に対して相当の期間を定めて事業者において当該違反行為を治癒すべき旨を通知する。この場合、当該相当期間中にかかる違反行為が治癒されないときには、市は、行政手続法第13条に定める手続を行った上で、本指定を取り消し、本事業契約の全部を終了させることができる。なお、要求水準を満たしていない場合の契約終了の手続は別紙11に従う。

- (1) 事業者の責めに帰すべき事由により、事業者が本件施設について、連続して30日以上又は1年間において60日以上にわたり、要求水準書等、維持管理業務

基本業務計画書及び維持管理業務年度業務計画書並びに運營業務基本業務計画書及び運營業務年度業務計画書に従った維持管理業務又は運營業務を行わないとき。

- (2) 事業者の責めに帰すべき事由により、本事業契約の履行が困難となったとき。
- (3) 事業者に係る破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算手続開始その他の倒産法制上の手続について、事業者の取締役会でその申立てを決議したとき又はその他第三者（事業者の取締役を含む。）によりその申立てがなされたとき。
- (4) 事業者が、業務報告書及び別紙 11 に記載するモニタリング結果に係る報告書に重大な虚偽記載を行ったとき。なお、かかる理由に基づく本指定の取消及び維持管理・運營業務の終了は第 77 条第 3 項に基づく市による事業者に対する金銭返還請求を妨げない。
- (5) 事業者、構成員又は協力会社が、本事業契約に関して、独占禁止法第 3 条の規定に違反し、又は構成員若しくは協力会社が構成事業者である事業者団体が同法第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が、同法第 7 条の 2 第 1 項(独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。)。ただし、当該納付命令につき行政事件訴訟法に定義する取消訴訟が提起され、当該命令の取消が確定した場合にはこの限りではない。
- (6) 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が構成員若しくは協力会社又は構成員若しくは協力会社が構成事業者である事業者団体（以下本条において「構成員等」という。）に対して行われたときは、構成員等に対する命令で確定したものをいい、構成員等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本事業契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。ただし、納付命令又は排除措置命令につき行政事件訴訟法に定義する取消訴訟が提起され、当該命令の取消が確定した場合にはこの限りではない。
- (7) 納付命令又は排除措置命令により、構成員等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条

第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本事業契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が構成員又は協力会社に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。ただし、納付命令又は排除措置命令につき行政事件訴訟法に定義する取消訴訟が提起され、当該命令の取消が確定した場合にはこの限りではない。

- (8) 事業者、構成員若しくは協力会社又はそのいずれかの代表者、役員若しくは使用人その他の従事者について、本事業契約に関して、刑法第 96 条の 6 又は第 198 条に規定する刑又は独占禁止法第 89 条第 1 項又は第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。
 - (9) 前各号に掲げる場合のほか、事業者が本事業契約に違反し、若しくは表明保証が真実でなく、その違反若しくは不実により本事業契約の目的を達することができないと市が認めたとき、又は事業者の責めに帰すべき事由により、本事業契約の履行が困難であると市が認めたとき。但し、要求水準を満たしていない場合の契約終了の手続は別紙 11 に従う。
- 2 市は、前項による本指定の取消し後も、引渡し済の本件施設（本件備品等を除く。）の所有権を保持する。なお、①本件備品等に関しては、第 52 条第 2 項に従い市に所有権が移転されていた本件備品等については、市が、前項第 1 号による本指定の取消し後も、その所有権を保持し、②事業者が所有権を保有していた本件備品等及びリース方式により調達をしていた本件備品等については、事業者は、第 53 条の規定に従い、市に所有権その他の権利を移転し必要な措置を講じなければならない。
- 3 本件施設全ての引渡し後に第 1 項により本指定が取り消された場合、事業者は、維持管理・運営業務履行の対価に相当する維持管理・運営費（サービス購入費 C）、修繕費（サービス購入費 D）及び光熱水費（サービス購入費 E）の一年間分に相当する金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額の 10%に相当する違約金を市に支払わなければならない。但し、市が第 94 条に基づく契約保証金又は履行保証保険金を受領している場合には、これを違約金に充当する。なお、この場合のサービス購入費の取扱いについては、下記の通りとする。
- (1) 市は、サービス購入費のうち施設整備費の残額を、市の選択により①本指定の

取消し前の支払スケジュールに従って、②支払時点までの金利とともに一括払いにより、又は③残存期間を超えない範囲で市が選択する分割支払スケジュールによって支払う。市と事業者は、③の場合に付される金利について協議を行う。

- (2) 市は本指定が取り消された日までに事業者が履行した維持管理・運營業務の対価に相当する維持管理・運営費、修繕費及び光熱水費を支払う。
- 4 市が被った損害の額が前項の違約金の額を超過する場合は、市は、かかる超過額について事業者に損害賠償請求を行うことができ、市は前項に基づくサービス購入費のうちの施設整備費の残額と上記損害賠償請求権を対当額で相殺することにより決済することができる。

第 82 条（暴力団排除のための解除措置）

- 1 市は、事業者が次の各号所定のいずれかに該当した場合には、相当の期間を定めて催告のうえ、本事業契約を解除することができる。
 - (1) 事業者が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であることが判明したとき。
 - (2) 事業者が、静岡県暴力団排除条例（平成 23 年 8 月 1 日静岡県条例第 25 号）第 15 条又は第 16 条に違反している事実がある者であることが判明したとき。
- 2 市は、前項の規定により本事業契約を解除したときは、事業者が被った損害を賠償することを要しないものとする。

第 83 条（全部引渡し前の市の債務不履行による契約解除）

- 1 本事業契約締結日以後、本件施設全ての事業者から市に対する引渡しまでの間において、市が、本事業契約上の重要な義務に違反し、かつ、市が事業者による通知の後 60 日以内に当該違反を是正しない場合、事業者は本事業契約を解除することができる。但し、市は、引渡しが未了の本件施設の出来高部分が存在する場合、これを検査の上、その全部又は一部を買い受けることができる。この場合、市は、当該出来高部分に相応する代金を、市の選択により①解除前の支払スケジュールに従って、②支払時点までの金利を付した上で一括払いにより、又は③解除前の支払スケジュールを超えない範囲で市が選択する分割支払スケジュールによって支払う。市と事業者は、③の場合に付される金利について協議を行う。
- 2 前項に基づき本事業契約が解除された場合、市は、事業者に対し、当該解除により

事業者が被った損害及び合理的な増加費用を賠償する。

- 3 第1項の規定は、損害賠償額の予定を定めたものではなく、事業者が第1項記載の金額以上に市に対して損害賠償の請求を行うことを妨げない。
- 4 本件施設のいずれかの引渡し後に第1項に基づく解除が行われる場合、事業者は、市に対して本指定の取消しを求めることができ、市はかかる取消しの求めに応じて、本指定を取消す。この場合、次条第1項第2文以下、第2項及び第3項を準用する。

第84条（全部引渡し後の市の債務不履行による指定管理者の指定の取消し）

- 1 本件施設全ての引渡し時以降において、市が、本事業契約上の重要な義務に違反し、かつ、市が事業者による通知の後60日以内に当該違反を是正しない場合、事業者は市に対して本指定の取消しを求めることができ、市はかかる取消しの求めに応じて、本指定を取消す。但し、この場合、引渡し済みの本件施設の所有権は、市に留保される。この場合、市は、当該支払うべき金額につき、遅延日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を事業者に対して遅延損害金として支払う。なお、①本件備品等に関しては、第52条第2項に従い市に所有権が移転されていた本件備品等については、市が、本項による本指定の取消し後も、その所有権を保持し、②事業者が所有権を保有していた本件備品等及びリース方式により調達をしていた本件備品等については、事業者は、第53条の規定に従い、市に所有権その他の権利を移転し必要な措置を講じなければならない。
- 2 前項に基づき本指定が取り消された場合、市は、事業者に対し、当該本指定の取り消しにより事業者が被った損害及び合理的な増加費用を賠償する。この場合におけるサービス購入費の取扱いについては下記の通りとする。
 - (1) 市は、サービス購入費のうち関連する施設整備費の残額を、市の選択により①本指定の取消し前の支払スケジュールに従って、又は②支払時点までの金利とともに一括払いにより支払う。
 - (2) 市は本指定が取り消された日までに事業者が履行した維持管理・運営費、修繕費及び光熱水費を支払う。
- 3 第1項の規定は、損害賠償額の予定を定めたものではなく、事業者が第1項記載の金額以上に市に対して損害賠償の請求を行うことを妨げない。

第 85 条（法令変更による契約の解除）

- 1 本事業契約締結日以後、本件施設全ての事業者から市に対する引渡しまでの間において、第 95 条第 2 項に基づく協議にも拘らず、本事業契約の締結後における法令変更により、市が本件事業の継続が困難と判断した場合又は本事業契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、市は、事業者と協議の上、本事業契約の全部を解除することができる。また、本事業契約締結日以後、本件施設全ての事業者から市に対する引渡しまでの間において、第 95 条第 2 項に基づく協議にも拘らず、本事業契約の締結後における法令変更により、本件事業の継続が困難であると客観的に認められる場合又は本事業契約の履行のために多大な費用を要すると客観的に認められる場合、事業者は市に対して本事業契約の全部を解除することを求めることができ、市はかかる解除の求めに正当な理由があると認めるときは、当該求めに応じて本事業契約の全部を解除する。但し、市は、引渡し未了の本件施設の出来高部分が存在する場合、これを検査の上、その全部又は一部を買い受けることができる。この場合、市は、当該出来高部分に相応する代金を、市の選択により①解除前の支払スケジュールに従って、②支払時点までの金利を付した上で一括払いにより、又は③解除前の支払スケジュールを超えない範囲で市が選択する分割支払スケジュールによって支払う。市と事業者は、③の場合に付される金利について協議を行う。
- 2 本件施設のいずれかの引渡し後に第 1 項に基づく解除が行われる場合、市は、行政手続法第 13 条に定める手続を行った上で、本指定を取り消すことができる。また、本件施設のいずれかの引渡し後に第 1 項に基づく解除が行われる場合、事業者は、市に対して本指定の取消しを求めることができ、市はかかる取消しの求めに正当な理由があると認めるときは、当該求めに応じて本指定を取消す。この場合、次条第 1 項第 3 文以下、第 2 項及び第 3 項を準用する。

第 86 条（法令変更による指定管理者の指定の取消し）

- 1 本件施設全ての引渡し時以降において、第 95 条第 2 項に基づく協議にも拘らず、本事業契約の締結後における法令変更により、市が本件事業の継続が困難と判断した場合又は本事業契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、市は、行政手続法第 13 条に定める手続を行った上で、本指定を取り消し、維持管理・運營業務の全部を終了させることができる。また、本件施設全ての引渡し時以降において、第 95 条第 2 項に基づく協議にも拘らず、本事業契約の締結後における法令変更により、本件事業の継続が困難であると客観的に認められる場合又は本事業契約の履行のため

めに多大な費用を要すると客観的に認められる場合、事業者は市に対して本指定の取消しを求めることができ、市はかかる取消しの求めに正当な理由があると認めるときは、当該求めに応じて本指定を取消す。これらの場合、引渡し済の本件施設の所有権は市に帰属し、市は、サービス購入費のうち関連する施設整備費の残額を、市の選択により①本指定の取消し前の支払スケジュールに従って、又は②支払時点までの金利とともに一括払いにより支払う。

- 2 前項に基づき本指定が取消された場合、①本件備品等に関しては、第 52 条第 2 項に従い市に所有権が移転されていた本件備品等については、市が、前項第 1 号による本指定の取消し後も、その所有権を保持し、②事業者が所有権を保有していた本件備品等及びリース方式により調達をしていた本件備品等については、事業者は、第 53 条の規定に従い、市に所有権その他の権利を移転し必要な措置を講じなければならない。
- 3 第 1 項に基づき市が本指定を取消した場合において、事業者がすでに維持管理業務又は運営業務を開始している場合、市は事業者が履行した維持管理・運営費、修繕費及び光熱水費を支払う。さらに、市は、事業者が維持管理業務又は運営業務を終了させるために要した費用を負担し、その支払方法については市及び事業者が協議により決定する。

第 87 条（不可抗力による本件施設全部引渡し前の契約解除）

- 1 本事業契約締結日以後、本件施設全ての事業者から市に対する引渡しまでの間において、第 97 条第 2 項の協議にも拘らず、本事業契約の締結後における不可抗力により、市が本件事業の継続が困難と判断した場合又は本事業契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、市は、事業者と協議の上、本事業契約の全部を解除することができる。また、本事業契約締結日以後、本件施設全ての事業者から市に対する引渡しまでの間において、第 97 条第 2 項の協議にも拘らず、本事業契約の締結後における不可抗力により、本件事業の継続が困難であると客観的に認められる場合又は本事業契約の履行のために多大な費用を要すると客観的に認められる場合、事業者は市に対して本事業契約の全部を解除することを求めることができ、市はかかる解除の求めに正当な理由があると認めるときは、当該求めに応じて本事業契約の全部を解除する。但し、市は、引渡し未了の本件施設の出来高部分が存在する場合、これを検査の上、その全部又は一部を買い受けることができる。この場合、市は、当該出来高部分に相応する代金を、市の選択により①解除前の支払スケジュー

ールに従って、②支払時点までの金利を付した上で一括払いにより、又は③解除前の支払スケジュールを超えない範囲で市が選択する分割支払スケジュールによって支払う。市と事業者は、③の場合に付される金利について協議を行う。

- 2 本件施設のいずれかの引渡し後に第1項に基づく解除が行われる場合、市は、行政手続法第13条に定める手続を行った上で、本指定を取り消すことができる。また、本件施設のいずれかの引渡し後に第1項に基づく解除が行われる場合、事業者は、市に対して本指定の取消しを求めることができ、市はかかる取消しの求めに正当な理由があると認めるときは、当該求めに応じて本指定を取消す。この場合、次条第1項第3文以下、第2項及び第3項を準用する。

第88条（不可抗力による本件施設全部引渡し後の指定管理者の指定の取消し）

- 1 本件施設全ての引渡し時（引渡日が異なる本件施設の部分は区別して引渡しの有無を判断するものとする。以下、本条において同じ。）以降において、第97条第2項の協議にも拘らず、本事業契約の締結後における不可抗力により、市が本件事業の継続が困難と判断した場合又は本事業契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、市は、行政手続法第13条に定める手続を行った上で、本指定を取り消し、維持管理・運營業務の全部を終了させることができる。また、本件施設全ての引渡し時以降において、第97条第2項の協議にも拘らず、本事業契約の締結後における不可抗力により、本件事業の継続が困難であると客観的に認められる場合又は本事業契約の履行のために多大な費用を要すると客観的に認められる場合、事業者は市に対して本指定の取消しを求めることができ、市はかかる取消しの求めに正当な理由があると認めるときは、当該求めに応じて本指定を取消す。これらの場合、引渡し済の本件施設の所有権は市に帰属し、市は、サービス購入費のうち関連する施設整備費の残額を、市の選択により①本指定の取消し前の支払スケジュールに従って、又は②支払時点までの金利とともに一括払いにより支払う。
- 2 前項に基づき本指定が取消された場合、①本件備品等に関しては、第52条第2項に従い市に所有権が移転されていた本件備品等については、市が、前項による本指定の取消し後も、その所有権を保持し、②事業者が所有権を保有していた本件備品等及びリース方式により調達をしていた本件備品等については、事業者は、第53条の規定に従い、市に所有権その他の権利を移転し必要な措置を講じなければならない。
- 3 第1項に基づき市が指定を取消した場合において、事業者がすでに維持管理業務又は運營業務を開始している場合、市は事業者が履行した維持管理・運營業務、修繕費

及び光熱水費を支払う。さらに、市は、事業者が維持管理業務又は運營業務を終了させるために要した費用を負担し、その支払方法については市及び事業者が協議により決定する。

第 89 条（指定管理者の指定の取消しに伴う本事業契約の終了）

市が本条例又は本事業契約に定める条件に従い本指定を取り消した場合、本事業契約は、他に特段の手續を要せず、当該指定取消しの効力が生ずると同時に終了する。

7 契約終了時の措置に関する事項

契約終了時の措置に関する事項は、以下の事業契約書の条項のとおりである。

第 90 条（事業関係終了に際しての処置）

- 1 事業者は、本事業契約が終了した場合において、本件施設内（事業者のために設けられた控室等を含む。）に事業者が所有又は管理する工事材料、建設・業務機械器具、仮設物その他の物件（維持管理・運営受託者等の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、当該物件の処置につき市の指示に従わなければならない。
- 2 前項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当期間内に当該物件の処置につき市の指示に従わないときは、市は、事業者に代わって当該物件を処分し、修復、片付けその他の適当な処置を行うことができる。この場合においては、事業者は、市の処置について異議を申し出ることができず、また、市が処置に要した費用を負担する。
- 3 事業者は、本事業契約が終了した場合において、その終了事由のいかに拘らず、直ちに、市に対し、本件施設を維持管理、運営するために必要な全ての資料を引き渡さなければならない。

第 91 条（終了手續の負担）

本事業契約の終了に際し、終了手續に伴い発生する諸費用等については、本事業契約に別段の定めがある場合を除き、事業者がこれを負担する。